

## 【改正の概要】

鎌倉市土地開発公社を、情報公開制度及び個人情報の取扱いについて、鎌倉市と全く同様に扱うために、鎌倉市情報公開条例及び鎌倉市個人情報保護条例の一部を改正し、鎌倉市土地開発公社を「実施機関」として規定します。

この改正により、従来と変更になる主な点は、以下のとおりです。

### 1 鎌倉市情報公開条例

- (1) 鎌倉市土地開発公社に関する情報は、鎌倉市と同様、条例の規定により公開が義務付けられます。(個人情報等の関連での非公開情報はあります。)
- (2) 鎌倉市土地開発公社に関する情報公開請求の窓口は、総務課市政情報担当となります。

### 2 鎌倉市個人情報保護条例

- (1) 鎌倉市土地開発公社が取り扱う個人情報は、鎌倉市と同様、条例の規定により、慎重に収集・管理されることが義務付けられます。
- (2) 鎌倉市土地開発公社に関する個人情報の開示請求等の窓口は、総務課市政情報担当となります。

以上の条例の一部改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。